

## 水道料金及び下水道使用料改定に関するQ & A

### Q1 物価が高騰している中、料金改定をするタイミングが悪いのではないかと。

今後人口減少が見込まれ、さらに、埼玉県水道用水供給事業による水道用水料金（県水）の改定、県下水道維持管理負担金（維持管理負担金）の増額などにより支出が増加する見込みです。

入間市上下水道審議会で議論を重ねた結果、安定した持続可能な経営を行うため水道料金及び下水道使用料を改定することが望ましいという答申をいただきました。

### Q2 料金改定をしないとどうなるのか。

改定をしないと資金不足に陥り、「県水」及び「維持管理負担金」の支払いや老朽化した施設の更新・耐震化ができなくなり、水道管や下水道管の破損や漏水などのリスクが高まります。

また、企業債などの借金に依存し、料金改定を先送りにすると将来の世代にその負担も先送りすることになります。

### Q3 水道料金で35%、下水道使用料で33%の改定だが、全員一律なのか。

一律ではなく、ご使用の口径・水量によって異なります。市公式ホームページ上で新料金のシミュレーションができます。

また、電話等でのお問い合わせは入間市水道お客様センターで対応しています。

### Q4 前回の改定はいつか。

水道料金は平成11年度、下水道使用料は平成18年度に改定しています。

### Q5 今回値上げをしたら、しばらくは改定しなくて済むのか。

今後も経営の合理化や効率化に努めますが、社会情勢の変化や健全な経営を確保できる公正妥当な水道料金、下水道使用料となるよう、おおむね3～5年ごとに検証や見直しを行うこととしています。

**Q6 借入金を増額することにより、料金改定を回避できるのではないか。**

収入確保の手段として、国や金融機関などからの借入を増額することも検討しましたが、借金を増やすということは、現在の苦しい状況を先延ばしにするだけで、将来世代へ過度な負担を強いることを意味します。

経費の縮減を始め、借入れ、水道料金及び下水道使用料の改定など、様々な方策を視野に入れながら、各世代の負担バランスを平準化することが、経営の理想と考えます。

また、企業債の起債にあたっては埼玉県知事の許可が必要となりますが、赤字経営が見込まれる事業体に貸付許可が下りるかは不透明です。

**Q7 料金改定をする前に、経費の削減に取り組むべきではないか。**

料金改定にあたっては、経費の削減が最優先であると認識しており、これまでに「職員の削減」、「業務の民間委託」、「企業債の活用」、「施設のダウンサイジング」、「収納率の向上」など、経費削減の努力を続けてきました。

しかし、今後は埼玉県に支払う「県水」及び「維持管理負担金」の増額などにより支出が増加する見込みであることに加え、施設の耐震化や老朽化に対応するために、これまで以上に維持管理や更新等の費用がかかるため、経営努力だけでは対応できない状況です。

**Q8 住民説明会は行わないのか。**

水道料金及び下水道使用料は、お客様ごとに金額が異なるため、個別にご説明することが重要であると考えております。

そのため、市公式ホームページ上での料金シミュレーションの公開及び電話等によるお問い合わせ対応を行い、住民説明会は実施しないことといたしました。

**Q9 不足分は市税で補てんし、水道料金を安く抑えることはできないのか。**

水道事業及び下水道事業は地方公営企業法という法律の下に事業を行っています。

地方公営企業法の第17条の2に、経費は「経営に伴う収入をもって充てなければならない」とあり、独立採算が求められています。

つまり、原則として、税金によらず、水道料金及び下水道使用料などによって経費をまかなうものとされており、

Q10 上下水道審議会の内容はどのように確認できるのか。

上下水道審議会の審議内容はホームページでご覧いただけます。審議会で使用した資料と会議録を掲載していますのでご覧ください。

Q11 答申は誰が決めたのか。

【審議会の委員構成】

知識経験者 6 名、上下水道使用者として自治会推薦 6 名、公募 3 名 合計 15 名

知識経験者、上下水道使用者が委員となり、令和 7 年度に「入間市上下水道審議会」を全 5 回にわたり開催し、「水道料金及び下水道使用料のあり方と改定の必要性について」審議を重ねました。

審議会からは、「安定した持続可能な経営を行うため水道料金及び下水道使用料の改定はやむを得ないもの」との結論に至っております。

これを踏まえ、市としても、持続可能な水道事業及び下水道事業の運営を確保するため、水道料金及び下水道使用料の改定を市議会に提案したものです。

Q12 一度にではなく、段階的に値上げすることを検討しなかったのか。

水道料金の改定は、今後ますます増大する老朽化した水道施設（水道管）の更新・耐震化により、現行料金を維持したままでは、令和 8 年度以降経営が赤字に転じ、令和 10 年度に手持ちの現金などが枯渇する見込みであることから、実施するに至ったものです。

下水道使用料の改定は、今後ますます増大する老朽化した下水道施設（管きょ・マンホールポンプ施設等）の更新・耐震化により、現行の使用料のままでは、令和 7 年度以降経営が赤字に転じることから、実施するに至ったものです。

水道事業、下水道事業ともに、改定後も更新・耐震化工事等を継続的に実施していく必要があります。決して経営に余裕が生じるわけではないことから、段階的な引き上げは困難な状況にあります。

**Q13 生活保護受給世帯、低所得世帯や、生活困窮世帯に対する減免はあるか。**

ご利用いただいた分の料金・使用料をお支払いいただくことが、原則です。

なお、今回の改定では、少量使用者への配慮として、水道料金の従量料金に「1 m<sup>3</sup>～10 m<sup>3</sup>」の体系区分を新たに設け「1 m<sup>3</sup>あたり10円」としました。

下水道使用料については、1 m<sup>3</sup>から従量料金を徴収している自治体もある中、10 m<sup>3</sup>までは基本料金に含めることで、少量使用者への配慮をしております。

**Q14 なぜ、自治体ごとで水道料金・下水道使用料が異なるのか。**

水道料金については、歴史的要因（水道布設年次や建設費用）、地理的要因（水源の種類やその取得条件（地下水、河川水、ダムなど）・水源の水質・水源からの距離・高低差）、社会的要因（人口密度（家が点在していても、そのエリアに水を届けるための水道管が必要・少ない人数でコストを負担））などにより自治体ごとに大きく異なっているためです。

下水道使用料については、自治体によって、人口や地理的要因の違いにより所有する施設が異なり、汚水処理にかかる費用に差があることから自治体ごとに異なっています。

以上